

企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改正案	現行
<p>(有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い)</p> <p>24-13 法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者から、同項本文に規定する承認（以下 24-13 において「延長承認」という。）の申請があった場合には、以下の点に留意して、適切な判断を行うものとする。</p> <p>(1) やむを得ない理由</p> <p>法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者から、<u>延長承認</u>の申請があった場合であって、おおむね次の場合に該当するときは、「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合」に該当することに留意する。</p> <p>① 電力の供給が断たれた場合その他の理由により<u>当該発行者の使用に係る電子計算機を稼働させることができないこと、又はサイバー攻撃等により財務諸表若しくは連結財務諸表を作成するために必要なデータを取得できないこと</u>による債務未確定等を理由として、提出期限までに財務諸表又は連結財務諸表の作成が完了せず、又は監査報告書を受領できない場合</p> <p>[②～⑤ 略]</p> <p>(2) <u>延長承認を必要とする理由を証する書面等</u></p> <p>開示府令第 15 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 15 条の 2 の 2 第 3 項第 5 号並びに第 17 条の 4 第 3 項第 5 号に規定する「理由を証する書面」は、例えば報道、適時開示等、<u>延長承認を必要とする理由が発生したことが客観的に明らかとなるもので、提出期限の延長の必要性を判断するために必要な事項を明瞭に記載した書面であることを要する点に留意する。</u></p> <p>なお、<u>延長承認</u>の申請理由が(1)③又は④に該当する場合には、上記の理由を証する書面に加え、<u>発行者が申請する新たな提出期限の妥当性</u>に係る<u>監査法人等の見解</u>（(1)③の重要な事項についての虚偽の記載又は(1)④の重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬若しくは不正に</p>	<p>(有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い)</p> <p>24-13 法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者から、同項本文に規定する承認の申請があった場合には、以下の点に留意して、適切な判断を行うものとする。</p> <p>(1) やむを得ない理由</p> <p>法第 24 条第 1 項各号に掲げる有価証券の発行者から、<u>同項本文に規定する承認</u>の申請があった場合であって、おおむね次の場合に該当するときは、「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合」に該当することに留意する。</p> <p>① 電力の供給が断たれた場合その他の理由により、<u>当該発行者の使用に係る電子計算機を稼働させることができないこと</u>による債務未確定等を理由として、提出期限までに財務諸表又は連結財務諸表の作成が完了せず、又は監査報告書を受領できない場合</p> <p>[②～⑤ 同左]</p> <p>(2) <u>承認を必要とする理由を証する書面</u></p> <p>開示府令第 15 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 15 条の 2 の 2 第 3 項第 5 号並びに第 17 条の 4 第 3 項第 5 号に規定する「理由を証する書面」は、例えば報道、適時開示等、<u>承認を必要とする理由が発生したことが客観的に明らかとなるもので、提出期限の延長の必要性を判断するために必要な事項を明瞭に記載した書面であることを要する点に留意する。</u></p> <p>なお、<u>承認</u>の申請理由が(1)③又は④に該当する場合には、上記の理由を証する書面に加え、<u>監査法人等の見解</u>並びに発行者の代表者による当該申請を行うことについての認識及び有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策について記載した書面も確認するものとする。</p>

## 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

よる重要な虚偽の表示の疑義（以下(2)及び(5)において「虚偽記載」という。）などの原因となった事実に関して監査法人等が実施した監査手続、虚偽記載などの発覚後に実施予定の追加的な監査手続の内容及び虚偽記載などの発覚の前後における発行者の財務報告に係る内部統制に対する認識を含む。）を記載した書面並びに発行者の代表者による当該申請を行うことについての認識及び有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策について記載した書面も確認するものとする。

### (3) 新たに承認する提出期限

新たに承認する提出期限の設定に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者の監査法人等とも連携し、個々の事案における延長承認を必要とする理由の発生時期、復旧可能性、発行者の事業規模、事案の複雑性などを考慮した上で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な期限を定める必要がある。この場合において、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な企業情報が開示される利益とを比較考量の上、判断することに留意するものとする。

なお、延長承認の申請理由が(1)③又は④に該当する場合であって、提出期限を1月以上延長する旨の承認を行おうとする場合には、企業情報が開示されないことによる投資者への悪影響に配慮し、発行者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則に基づく開示等において、当該発行者が財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているか、過去に提出した有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽の記載を自認し、その解決及び是正に向けた真摯な取組みを投資者に対して早期に表明しているかなど、当該発行者による情報開示の状況も考慮した上で、その期間の妥当性について判断するものとする。

### (4) 提出期限の再延長について

既に延長承認を受けている発行者から、当該承認の対象となった有価

### (3) 新たに承認する提出期限

新たに承認する提出期限の設定に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者の監査法人等とも連携し、個々の事案における提出期限の承認を必要とする理由の発生時期、復旧可能性、発行者の事業規模、事案の複雑性などを考慮した上で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な期限を定める必要がある。この場合において、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な企業情報が開示される利益とを比較考量の上、判断することに留意するものとする。

なお、承認の申請理由が(1)③又は④に該当する場合であって、提出期限を1月以上延長する旨の承認を行おうとする場合には、企業情報が開示されないことによる投資者への悪影響に配慮し、発行者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則に基づく開示等において当該発行者が財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているか、過去に提出した有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽の記載を自認し、その解決及び是正に向けた真摯な取組みを投資者に対して早期に表明しているかなど、当該発行者による情報開示の状況も考慮した上で、その期間の妥当性について判断するものとする。

[加える。]

## 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

証券報告書等と同一の有価証券報告書等について行われる再度の延長承認（(5)において「再延長承認」という。）の申請については、企業情報が長期間にわたり開示されないことにより投資者が被る不利益が増大することに配慮した上で、当該申請の原因となった事実が、既に受けている延長承認の申請の原因となった事実とは異なるものであり、かつ、おおむね(1)①から⑤までのいずれかに該当するときは、開示府令第 15 条の 2 第 3 項の規定によるやむを得ない理由により同項第 1 項の承認を受けた期間内に提出できないと認める場合に該当することに留意する。

### (5) 延長申請の態様について

財務局は金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等に基づき開示等により虚偽記載などの情報を確認したときは、当該情報を開示した発行者に対して、速やかに延長承認（再延長承認を含む。以下(5)において同じ。）の申請の意向を確認することとする。

なお、延長承認の可否は、有価証券報告書等の法定の提出期限までに判断する必要があるため、発行者に対して、可能な限り早期に延長承認の申請の準備を行い、時間的余裕をもって当該申請を行うよう態様することとする。

### (4) 申請の態様について

財務局は、(1)③又は④に関連する事項を金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等に基づき開示した発行者があるときは、当該発行者に対して速やかに法第 24 条第 1 項本文に規定する承認の申請の要否を判断させ、当該申請が必要であると当該発行者が判断した場合には速やかにこれを行わせることとする。